

鳥取県高等学校体育連盟財務規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、鳥取県高等学校体育連盟（以下「高体連」という。）の財務に関し、必要な事項を定める。

(歳入歳出予算)

第 2 条 高体連の予算は、加盟校・準加盟校による負担金、補助金及びその他の収入をその歳入とし、高体連の業務に要するすべての経費をもって歳出とする。（高体連規約第17条・18条・19条）

2 高体連の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調整し、年度開始後1ヶ月以内に高体連の評議員会の議決を得なければならない。

(歳入歳出予算の区分)

第 3 条 歳入・歳出予算の款、項及び目の区分は別表鳥取県高等学校体育連盟事務局会計科目一覧表のとおりとする。

2 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、前項事務局会計科目一覧表以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用等)

第 4 条 予算に定める目的の金額は、やむを得ない事由のある場合のほか流用してはならない。

2 予備費を充用しようとするときは、金額及び科目を定めなければならない。

3 会長は、項間の流用、又は予備費の充用をしたときは、次の評議員会に報告しなければならない。

(事務局長の設置)

第 5 条 高体連事務局に事務局長を置く。

2 高体連規約第8条第4項により会長の委嘱を受けた事務局長は、高体連の出納その他の会計事務をつかさどる。

3 会長は、その事務の一部を出納役に委任することができる。

(現金の保管)

第 6 条 高体連に属する現金は、預金口座を設ける銀行その他の金融機関（以下「取引金融機関」という。）、に預け入れ、又は、保護預けして保管しなければならない。

2 取引金融機関は、会長が指定する。

(収入及び支出の手続)

第 7 条 高体連の予算に係る収入及び支出の手続は、別にこれを定める。

第 8 条 本会計における支弁は、原則銀行引き落とし及び銀行振込により行う。

(監査)

第 9 条 会長は、毎会計年度 1 月末日時点での高体連決算を監査用決算として調整し、高体連監事の監査を受けることとする。その後、1 ヶ月以内に評議員会において監査用決算の承認を受けなければならない。

(決算)

第 10 条 会長は、年度末における年間決算を調整し、毎会計年度終了後 1 ヶ月以内に評議員会において年間決算の承認を受けなければならない。

第 11 条 本会計における決算は、3 月 31 日付残金をもって翌年度繰越金額として処理する。

(委任)

第 12 条 この規程に定めるもののほか高体連の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則 この規程は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

平成 22 年 4 月 21 日 一部改正

平成 24 年 2 月 22 日 一部改正 (第 9 条追加及び第 10 条変更)

平成 24 年 4 月 26 日 一部改正 (第 9 条及び第 10 条変更)